**生態学的関連種作業部会（ERSWG）への年次報告書の改定テンプレート***（CCSBT 26（2019年10月17日）において改正）*

1. 序

* 締約国のミナミマグロ漁業の漁法についての一般的な記述（船団、水域及び時期別）。
* 漁業/漁法別に捕獲されるERSの種類及び程度についての一般的な記述。

2. SBT漁業のレビュー

* 船団の大きさ及び分布（そのトレンドの簡潔な概要）
* 漁獲量及び努力量の分布（水域及び船団別の漁獲量及び努力量の概要）

3. 船団ごと漁業のモニタリング

* SBT漁業船団にかかる最近のオブザーバー・カバー率の概要、及びオブザーバーによるデータ収集活動の概要
* オブザーバーの活動以外のデータ収集活動の概要

4. 海鳥[[1]](#footnote-1)

* オブザーバーから報告された、偶発的に捕獲された海鳥の水域別及び船団別のCPUE及び総数の概要並びに捕獲された海鳥の種別捕獲数リスト[[2]](#footnote-2)
* オブザーバー以外の情報源から得られた海鳥捕獲の概要

5. その他の対象外魚種1

* オブザーバーから報告された、サメ及び主要な対象外魚種の海域及び船団別のCPUE及び総捕獲数の概要2
* オブザーバー以外の情報源から得られた対象外魚種捕獲の概要

6. 海産哺乳動物及び海産は虫類1

* オブザーバーから報告された、偶発的に捕獲された海産哺乳動物及び海産は虫類の総数の概要2
* オブザーバー以外の情報源から得られた海産哺乳動物及び海産は虫類捕獲の概要

7. 海鳥及びその他の種の混獲を最小化するための緩和措置

 *実施中の措置*

* 各船団に対する義務的措置
* 各措置の内容
* 遵守モニタリング制度（すなわち、遵守レベルを判断する方法）
* 各措置の遵守レベル
* 各船団に対する自主的措置
* 各措置の内容
* 各措置を実施する船団の比率及びこの比率の決定方法

*開発中/試行中の措置*

* 開発中及び試行中の措置の内容
* 実施の中心となる機関
* 他の機関との協力関係があればその内容
* 最新の結果
* 翌年の開発/試行予定
* 完了及びERSWGへの報告予定時期

8. 広報及び普及啓発活動

*広報活動*

* メディアリリース
* パンフレット、ポスター、その他の図書資料
* 映像
* 講演等
	+ 展示会
	+ フォーラム、カンファレンス
	+ 学校/大学の団体

*普及啓発*

* 乗組員、特に船長の訓練
* 漁業訓練生
* 技術者
* 管理者
* オブザーバー

*情報交換*

* 調査
* 教材
* 他の地域漁業機関
* 国際機関
* 非加盟国/地域
* 乗組員及び漁獲報告から得られた新しいアイデアのレビュー

9. 餌料種及び捕食種といった他のERSに関する情報（混獲以外）

10. その他

* 非加盟国/地域のERSに関連する漁業活動について得られた情報

11. IPOA海鳥及びIPOAサメ類の実施状況

* SBT漁業に関連するNPOAの実施のために講じられた活動の説明。情報の更新及び最近の活動を中心に記載すること。

**別添1**

**ERSWGに提出する文書の概要**

*メンバーは、**ERSWG会合に提出する文書の概要を自身の国別報告書に記載しなければならない。*

*（CCSBT9は、メンバーはERSWG会合に提出する文書の概要を自身の国別報告書に記載しなければならない旨規定している（CCSBT9報告書パラグラフ89））*

**表1: CCSBT漁業におけるERS総死亡量の推定に関する報告様式**

国 \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ 　　年 （暦年）　 \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 総漁獲努力量及び観察漁獲努力量[[3]](#footnote-3) |  | 観察捕獲数 | 混獲緩和措置を特定した観察漁獲努力量の割合 |
| 階層(*CCSBT統計海区又はそれよりも詳細なもの)* | 人によるオブザーバー / EM[[4]](#footnote-4) | 総漁獲努力量[[5]](#footnote-5) | 総観察漁獲努力量3 | オブザーバーカバー率[[6]](#footnote-6) | 種[[7]](#footnote-7) | 捕獲の結果 (*個体数*) | TP+NS[[8]](#footnote-8) | TP+ WB6 | NS+ WB6 | TP+ WB+ NS6 | TP6 | NS6 | WB6 | NIL | その他[[9]](#footnote-9) |
| 保持（死亡） | 投棄（死亡） | リリース（生存） | その他[[10]](#footnote-10) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

1. この情報は、可能な場合には、種（学名を含む）ごとに提出すること。 [↑](#footnote-ref-1)
2. ERSWG9は、メンバー及び協力的非加盟国はこのテンプレートの表1に掲げる情報を、今後ERSWGに提出する国別報告書に含めるべきと勧告した。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 影付きのセル中の数値は、同階層内の全種のシートで同じ数値となる。 [↑](#footnote-ref-3)
4. OBS＝人によるオブザーバー、EM＝電子モニタリングとしてコードを記入。ERSWGは、EMが10 % のオブザーバーカバー率要件に置き換わるものであるとの合意はないこと、及びEMの結果を報告するというオプションはこのような含意の示唆を意図したものではなく、専ら報告されたデータのソースを明確化することを意図したものであることを認識した。 [↑](#footnote-ref-4)
5. はえ縄の場合は鈎針数、まき網の場合は投網数 [↑](#footnote-ref-5)
6. はえ縄の場合は鈎針数のパーセンテージ、まき網の場合は投網数のパーセンテージ [↑](#footnote-ref-6)
7. FAOのアルファベット3文字による種コードを使用すること。 [↑](#footnote-ref-7)
8. TP＝トリポール、NS＝夜間投縄、WB＝荷重枝縄 [↑](#footnote-ref-8)
9. 必要に応じて、その他の緩和措置のカテゴリ用に欄を追加すること。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 保持（死亡）、投棄（死亡）及びリリース（生存）のいずれの欄にも当てはまらないその他全ての捕獲数（例えば生存状況不明のリリース） [↑](#footnote-ref-10)